第１次ニホンザル管理計画（案）の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第７条の２及び第 14 次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和９年度～令和 13 年度

◇対象地域

岩手県全域（ただし、５市町は個別に管理方針を定める）。

〈現状と課題〉

◇生息状況

１　生息分布

群れ…宮古市、大槌町、釜石市、住田町、大船渡市

ハナレザル…県内全域

２　生息頭数　208 頭＋α

（五葉山８群中４群を調査済み）

◇被害状況

農業被害（果樹等）5,988 千円（R7）

◇課題

希少野生動物としての側面を持っている本県のサルに対して、地域個体群の安定的維持を図りつつ被害を低減させるためには、正確な生息状況を把握したうえで対策を講じる必要がある。

〈管理目標〉

１　現存する地域個体群の適正な維持

２　人身被害の防止

３　集落への出没率低減による農業被害・生活被害の減少

４　被害地域の拡大抑制

〈目標達成のための基本的考え方〉

１　順応的管理の実施

群れ毎の現況を把握し、計画を立案・実行し、モニタリングによる検証、評価を行い、評価を基に計画を改善する順応的管理を行う。

２　群れ管理の必要性

サルは群れで行動する動物のため、群れ管理を基本とし、複数の群れが連続分布することから、隣接する群れの集合を管理単位（管理ユニット）として設定し対策を実施する。

３　群れのサイズと個体数管理

加害性が高い群れは、群れの規模が大きいと被害防除対策を講じても被害が軽減しないことから、捕獲する場合は 30 頭程度を目安とする。その際、群れが絶滅しないよう群れ内のオトナメスが 10 頭を下回らないようする。

〈目標達成のための方策〉

１　目標達成のための手順

事前調査・モニタリングの結果に基づき、計画の策定、実行、評価、見直しを行う。

２　個体数管理

捕獲許可の方針に基づき、被害を効果的に防除するため、必要最小限の範囲で捕獲を行う。捕獲方法を選択する際は、次の評価項目に基づいて行う。

⑴　加害レベル（０～５の６段階）

⑵　被害防除レベル（A～D の４段階）

⑶　群れのサイズ（大、中、小の３段階）

３　被害防除対策

県及び市町村は、主に次に掲げる対策について、地域住民が集落ぐるみの取組を推進し、適切な被害防止対策に取り組めるよう指導・支援を行う。

⑴　防護柵等の設置

⑵　追い払い・追い上げ

⑶　環境整備

〈モニタリング等調査研究〉

１　生息状況等調査

個体数・群れ構成調査、加害レベル判定、出没状況調査、捕獲個体調査を踏まえ、群れの状況等を調査する。

２　被害防除状況調査

農作物被害調査、被害防除レベルの判定、捕獲影響調査により、被害防除対策の効果について調査する。